

**農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想**

令和5年9月

うきは市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	21
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関 する事項	29
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	30
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	30
1	地域計画推進事業に関する事項	31
2	農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	36
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	37
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行 う農作業の実施の促進に関する事項	40
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	41
第 6	その他	41
別紙 1	(第 5 の 1 (1) ⑥ 関係)	43
別紙 2	(第 5 の 1 (2) 関係)	44
I	農用地（開発して農地用とすることが適当な土地を含む。）として利用する ための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に 限る。）の設定又は移転を受ける場合	44
II	混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な 土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権 又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合	45
III	農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする 権利の設定を受ける場合	46
IV	所有権の移転を受ける場合	47

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 うきは市（以下「市」という。）は、福岡県の南東部に広がる筑後平野の東端に位置し、筑後川が市北部を東西に流れ、南部は耳納山系が走り、地形的に中山間地区・山麓地区・平坦地区の3つに分類される。その立地条件を生かし、果樹をはじめ米麦・畜産・野菜・花き・種苗類・茶など多様な農産物が生産され、施設園芸の導入も盛んである。特に果樹については、全国的にも誇れる一大産地として発展している。

今後は、特に高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

- 2 市の農業構造については、昭和40年代の高度経済成長に伴い兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である旧浮羽町姫治地区などにおいては、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 市はこのような農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう概ね5年ごとにその後の10年間における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及び周辺市町村において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯賃金に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当り430万円程度、但し姫治地区は320万円程度〔一経営体当り460万円程度〕）年間労働時間（主たる農業従事者1人当り2200時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

- 4 市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり年間15

0日以上かつ1,200時間以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度)を目標とする。

- 5 また、将来のうきは市の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第4条第3項)その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、にじ農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、うきは市農業委員会、朝倉農林事務所久留米普及指導センター(以下「普及指導センター」という。)等が十分なる相互の連携の下、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記のうきは市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積・集約を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積・集約が遅れている集落の全てにおいては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いにより農用地の利用集積・集約を進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等(以下「認定新規就農者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普

及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持った組織であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人または特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」と「地域計画」の策定の取組と整合がとれるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積・集約はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、制度の積極的活用を図るものとする。

- 6 市は、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等の関係機関との連携を強め、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。また、市の認定農業者及び認定新規就農者で構成する協議会で認定農業者間の情報交換や農業経営改善計画の達成に向けた研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に

行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標の例) No. 1

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆	<経営規模> 自作地 300 a 借入れ地 1200 a <作付面積> 水稻 夢つくし 300 a ヒノヒカリ 600 a 麦 チクゴイズミ 750 a ミナミノカオリ 750 a 大豆 フクユタカ 600 a	<資本装備> トラクタ 75ps、 45ps、30ps 田植機 6条 1台 コンバイン 5条 1台 プロトキャスト 1台 カルチベータ 1台 軽トラック 2台 トラック 1台 播種機 1台 弾丸暗渠 1台 乗用管理機 1台 畦塗り機 1台 倉庫・納屋 一式 <技術水準> 麦類、大豆の病害虫防除と麦類、大豆の雑草防除は乗用管理機により実施 大豆は収穫を生産組織に委託、調製はJ A委託	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.5人 総労働時間 2,271 時間

(農業経営の指標の例) No. 2

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋麦＋大豆 (組織)	<経営規模> 自作地 0a 借入れ地 3000a <作付面積> 水稻 夢つくし 600a ヒノヒカリ 1200a 麦 チクゴイズミ 1500a ミナミノカオリ 1500a 大豆 フクユタカ 1200a	<資本装備> トラクタ 75ps、 45ps 田植機 2台 汎用コンバイン 1台 軽トラック 2台 トラック 1台 乗用管理機 1台 播種機 2台 畦塗り機 1台 <技術水準> 米、麦類、大豆の病虫害防除と麦類、大豆の雑草防除は乗用管理機により実施 全量JA出荷。水稻、麦の乾燥調製はカントリー利用。大豆の乾燥調製はJA委託	集落の農用地利用改善団体と契約する特定農業法人。 複式簿記を行い、定期的に税理士の指導を受ける。	構成員 30人 主たる従事者 3人

(農業経営の指標の例) No. 3

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作	<経営規模> 自作地 40 a <作付面積> イチゴ あまおう 普通ポット 1,800㎡ 株冷 1,200㎡	<資本装備> パイプハウス 3,000㎡ 灌水施設 一式 電照施設 一式 暖房機 2台 トラクター 20 P S 管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 倉庫・納屋 一式 <技術水準> 低温暗黒処理40%と 普通作型60%の組み 合わせで安定出荷を 実現 定植・栽培管理には 雇用労働力を活用す る	青色申告の実施 により家計と経 営の分離を行 う。 記帳結果をもと に年次毎の経営 分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.5人 総労働時間 5,769 時間

(農業経営の指標の例) No. 4

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トマト専作 (土耕)	<経営規模> 自作地 35 a <作付面積> トマト ハウス桃太郎3,000㎡	<資本装備> パイプハウス 3,000㎡ 灌水施設 一式 暖房機 2台 二重カーテン 一式 倉庫・納屋 一式 自動換気装置 一式 トラクタ 20PS 管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <技術水準> 土つくりと接木栽培 によって連作障害を 回避 訪花昆虫(マルハナ バチ)の導入による ホルモン処理の省力 化	青色申告の実施 により家計と経 営の分離を行 う。 記帳結果をもと に年次毎の経営 分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.0人 総労働時間 3,630 時間

(農業経営の指標の例) No. 5

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トマト専作 (RW)	＜経営規模＞ 自作地 35 a ＜作付面積＞ トマト ハウス桃太郎3,000㎡	＜資本装備＞ 鉄骨ハウス 3,000㎡ 養液栽培システム 一式 倉庫・納屋 一式 灌水施設 一式 休憩室 300㎡ パイプハウス 600㎡ トラック 1台 動力噴霧機 1台 レール台車 一式 暖房機 1台 ＜技術水準＞ RW栽培による雇用型経営 単肥配合によるコスト低減 防虫ネット、薬剤を組み合わせたコナジラミ類の防除 訪花昆虫（マルハナバチ）利用によるホルモン処理の省力化	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	＜労働力＞ 自家労働力 2.0人 総労働時間 5,082 時間

(農業経営の指標の例) No. 6

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ専作	<経営規模> 自作地 250 a <作付面積> カキ 西村早生 30 a 早秋 30a 太秋 50 a 富有 80 a 富有冷蔵平棚 40a 秋王 20a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 果樹柵 40a トラック 1台 スปีドスปีน 1台 運搬車 1台 軽トラック 1台 乗用モア 1台 粗皮剥ぎ器 1台 冷蔵カキシール機 1台 <技術水準> 西村早生は反射マルチにより出荷前進化を図る。 摘蕾時に臨時雇用を導入し、高品質大玉果生産と生産量確保の両立を図る。 冷蔵用富有は平棚栽培の導入により高品質果生産と生産量確保の両立を図る。	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.5人 総労働時間 4,833 時間

(農業経営の指標の例) No. 7

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ナシ専作	<経営規模> 自作地 210 a <作付面積> ナシ(幸水・大型トンネル) 30 a ナシ(幸水・トンネル) 50 a ナシ(幸水) 70 a ナシ(豊水) 50 a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 トンネル施設 30 a トンネル施設 50 a 果樹柵 200a スプリンクラー 200a 防が灯 200a トラック 1台 軽トラック 1台 ステートスプレー 1台 草刈機 1台 <技術水準> 大型トンネル、トンネル、露地を組み合わせ H型整枝及びジョイント整枝法を導入し、省力化と樹勢の維持を図る	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 3.0人 総労働時間 6,590 時間

(農業経営の指標の例) No. 8

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ブドウ+カキ	<経営規模> 自作地 260 a <作付面積> ブドウ 無核ピオーネ 50a 巨峰 50a カキ 早秋 40a 太秋 40a 富有 50a 富有平棚冷蔵 30a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 果樹柵 130a トンネル施設 5,000m² トラック 1台 軽トラック 1台 スプレー 1台 運搬車 1台 管理機 1台 乗用草刈機 1台 粗皮剥ぎ器 1台 冷蔵カキシール機 1台 <技術水準> セット、摘蕾、摘果時に臨時雇用を導入し高品質果生産と生産量確保の両立を図る。 カキの摘蕾は早くから始め、ブドウの花穂セット終了後に2番花の整理を行う。	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.5人 総労働時間 6,263 時間

(農業経営の指標の例) No. 9

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ+モモ	<経営規模> 自作地 250 a <作付面積> カキ 西村 40a 伊豆 30a 松本早生 30a 富有 110a モモ (中生) 20a (晩生) 20a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 果樹柵 130a トラック 1台 軽トラック 1台 スプレー 1台 運搬車 1台 乗用草刈機 1台 粗皮剥ぎ器 1台 冷蔵カキシール機 1台 <技術水準> セット、摘蕾、摘果時に臨時雇用を導入し高品質果生産と生産量確保の両立を図る。 モモは摘蕾の徹底で早期の摘果を省略	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.5人 総労働時間 5,119 時間

(農業経営の指標の例) No. 10

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カーネーション+クルクマ	<経営規模> 自作地 50a <作付面積> カーネーション 40a クルクマ 10a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 鉄骨ハウス 3,000㎡ パイプハウス 1,000㎡ 自動給水装置 一式 ベンチ資材 4,000㎡ トラック 1台 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 耕運機 5ps 1台 暖房機 2台 被覆資材 一式 トラクタ 30ps 1台 <技術水準> ベンチ栽培により、土壌からの病原菌の侵入を防止 毎年、定植前に土壌消毒を実施 養液土耕栽培を導入し、かん水・施肥労力を省力化	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	収穫作業を中心に雇用労力を活用する <労働力> 自家労働力 3.0人 総労働時間 8,824 時間

(農業経営の指標の例) No. 11

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ユリ専作	<経営規模> 自作地 40 a <作付面積> ユリ 30a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 鉄骨ハウス 3,000㎡ 冷蔵庫 1台 自動給水装置 一式 トラクタ 24PS 1台 管理機 5PS 1台 動力噴霧機 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 暖房機 3台 <技術水準> 球根は業者から低温処理球を購入 球根購入は、品種、作型に応じて、球根産地、種苗メーカーを決定	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.0人 総労働時間 3,930 時間

(農業経営の指標の例) No. 12

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花木コンテナ	<経営規模> 自作地 100 a <作付面積> かなめもち (レッドピン) 20a サザンカ 10a コニファー類 50a	<資本装備> 倉庫・納屋 一式 パイプハウス 400㎡ 灌水施設 一式 トラクタ 24PS 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 フロントローダー 1台 <技術水準> コンテナ栽培に適応する樹種を数種類組み合わせて作型を構成。 生育促進、除草等の点からも購入用土を配合し水・保水性の良い用土を用いる。	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.0人 総労働時間 3,425 時間

(農業経営の指標の例) No. 13

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶専作	<経営規模> 自作地 500 a <作付面積> 茶 茶煎茶 400 a かぶせ茶 100 a 茶加工受託 100 a	<資本装備> 茶加工施設 防霜施設 乗用摘採機 <土地> ・土質は埴土～植埴土 ・平坦で排水良好な集団化した茶園 <技術水準> ・煎茶、かぶせ茶は二茶まで摘採、三茶は生葉で販売	・製茶機械は60kl系列 ・荒茶加工受託を実施 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	<労働力> 家族 2人 ・摘採、運搬、整枝及び荒茶加工に雇用を行う

(農業経営の指標の例) No. 14

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<経営規模> 自作地 625 a <作付面積> 飼料 イタリアンライグラス400a トウモロコシ 400a 経産牛 50頭	<資本装備> 牛舎 625m² 育成舎 300m² パイプライン 一式 バルククーラ 1台 バンクリーナ 一式 倉庫・納屋 200m² 堆肥舎 375m² 飼料タンク 3基 バンカーサイロ 2基 トラクタ 45ps、75ps ロールベアラ ラッピングマシン フロントローダ モアコンディショナー 集草レーキ トラック マニウスプレッタ ブロードキャスト コーンハーベスタ コーンプランタ <技術水準> 分娩間隔13カ月、平均 産次3.5産 経産牛1頭当たり年間乳 量 9,300kg 個体管理の徹底と飼料給 与の合理化 イタリアンライグラスラ ツプサイレイレージ主体 イタリアンライグラスラ ツプサイレイレージ主体 トウモロコシ2期作	青色申告の実施 により家計と経 営の分離を行 う。 記帳結果をもと に年次毎の経営 分析を行う。	<労働力> 自家労働力 2.5人 総労働時間 5,019時間

(農業経営の指標の例) No. 15

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	<経営規模> 施設面積 85 a 肥育豚 80頭	<資本装備> 倉庫・納屋 80m² 繁殖豚舎 1130m² 肥育豚舎(発酵床) 750m² 育成豚舎 480m² 子豚舎 70m² 汚水処理施設 150m² トラック 1台 ダンプ 1台 自動給餌機 一式 ショベルローダ 一式 給水設備 ホークリフト 一式 人工授精機 1セット <技術水準> ふん尿は発酵床管理。肥育豚出荷時に床出し。 分娩回数2、3回/年、1母豚当り出荷頭数19頭 飼料に一部未利用資源を使用し、飼料費を軽減	青色申告の実施により家計と経営の分離を行う。 記帳結果をもとに年次毎の経営分析を行う。	<労働力> 自家労働力 3.0人 総労働時間 5,171 時間

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標の例) No. 1

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋麦＋大豆 水稻 夢つくし 2ha ヒノヒカリ 2ha 大豆 フクユタカ 3ha 麦 はるしずく 3ha ちくしW2号 4ha (ラー麦)	<経営規模> 水田 7ha 借地 7ha <作付面積> 水稻 夢つくし 2ha ヒノヒカリ 2ha 大豆 フクユタカ 3ha 麦 はるしずく 3ha ちくしW2号 4ha (ラー麦)	<資本装備> トラクタ 田植機 乗用管理機 乾燥機 <土地> ほ場整備された水田 を借地 <技術水準> ・大型機械による一貫作業体系 ・大豆、麦類は共乾施設利用 ・大豆収穫は生産組織に委託	・利用権設定による農地集積 ・水稻、大豆、麦類の組み合わせで土地利用効率200% ・水稻、麦類は複数の品種を作付けし、作業を分散 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善	<労働力> 家族 2人

(農業経営の指標の例) No. 2

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作	<経営規模> 自作地 35 a <作付面積> イチゴ(土耕) 2,000m² 早期1,000m² 普通期1,000m²	<資本装備> 連棟パイプハウス 灌水施設 電照施設 棚式育苗施設 <土地> ・保水、排水が良く 耕土が深い水田 <技術水準> ・共同株冷を活用して 作型分散 ・棚式育苗で健全苗 を育成	・収入時期により変動するため 円滑な資金繰りを行う ・記帳結果を基に経営分析を行い、 経営計画を立てる	<労働力> 家族 2人 ・ほ場管理、収穫、調製 に雇用を行う

(農業経営の指標の例) No. 3

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トマト専作	<経営規模> 水田40a <作付面積> 促成3,000㎡	<資本装備> 鉄骨補強型パイプハウス 暖房機 自動換気装置 内張開閉装置 <土地> ・保水、排水が良く 耕土が深い水田 <技術水準> ・9cmポット接木購入苗を直接定植し、育苗の省力化と土壌病害回避を行う。3月からはマルハナバチによる受粉	・施設の高度化、機械導入による省力化・JAによる共同販売 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	<労働力> 家族 2人 ・ほ場管理、収穫に雇用を行う ・定植時期を2つに分け、労力を分散

(農業経営の指標の例) No. 4

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
草花専作(トルコギキョウ+その他草花)	<経営規模> 水田 40 a <作付面積> 3,000㎡	<資本装備> 鉄骨ハウス 暖房機 電照施設 予冷库 <土地> ・保水、排水が良く耕土が深い水田 <技術水準> ・トルコギキョウは給水種子冷蔵+冷房育苗を行う。 ・ストック直播きで播種期をずらし出荷期を分散	・トルコギキョウを中心に各種草花類を周年栽培 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	<労働力> 家族 2人 ・定植、収穫、調製作業を中心に雇用を行う

(農業経営の指標の例) No. 5

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ専作	<経営規模> 樹園地130a <作付面積> カキ 早秋 20a 秋王 30a 富有(生果) 20a 富有(冷蔵) 60a	<資本装備> スピードスプレー <土地> ・生産効率の良い園地への集約 ・保水、排水が良く 耕土が深い水田 <技術水準> ・「秋王」の導入による収益性向上	・多品種のカキを組み合わせ、長期販売 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	<労働力> 家族 1人 ・カキの摘蕾、摘果、収穫作業に雇用を行う

(農業経営の指標の例) No. 6

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<経営規模> 経産牛 20頭 水田 200a <作付面積> イタリアライグラス 200a	<資本装備> 親元就農で、畜舎や搾乳施設は整備済み <土地> ・堆肥は飼料作物栽培に利用 <技術水準> ・繋ぎ飼い、パイプライン方式 ・乳用牛群検定組合に加入し、生産性の向上を図る	・性選別精液を活用し、後継牛の自家育成を図る ・自給飼料を生産し、飼料費の削減を図る ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	<労働力> 家族 1人

(農業経営の指標の例) No.7

営農累計	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶専作	<経営規模> 茶園 4ha <作付面積> 茶煎茶 4ha 茶加工受託 1ha	<資本装備> 乗用摘採機 親元就農で、茶加工施設と茶園は整備済み <土地> ・土地は埴土～植埴土 ・平坦で排水良好な集団化した茶園 <技術水準> ・煎茶は二茶まで摘採	・製茶機械は60kl系列 ・荒茶加工受託を実施 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	<労働力> 家族 2人 ・摘採、運搬、整枝及び荒茶加工に雇用を行う

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保・育成していく必要がある。

このため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする青年等について、地域で安心して就農し定着することができるよう、相談への対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、関係機関と連携して支援する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等への支援

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

市、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等と連携して、就農等希望者や新規就農者の把握のほか、農地、資金、研修先等の就農に関連する必要な情報の収集・相互提供を行い、就農の促進を図る。

特に、新規参入者が効率的に農業を営むことができるよう、営農技術や農業経営のための研修を市、農業協同組合、普及指導センター、先進農家等において実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等は、就農等希望者に対し、研修機関等における技術習得や、国等の支援を活用した就農前後の所得の確保など、きめ細かい支援を行い円滑な就農の促進と確実な定着を図る。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の達成状況を点検し、市、農業協同組合、普及指導センター等が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については福岡県就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については福岡県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(5) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、国、県等から提供を受けた就農支援に関する情報について、就農相談会等を通じて就農等希望者等に分かりやすく情報提供する。

また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、関係機関と連携して、研修先や就農先の調整やマッチングを図る。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

面積のシェア：80%

なお、面的集積の目標については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積・集約に関する目標等を達成するため、法第19条に規定する地域計画の策定を通じ、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積・集約の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積・集約の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、

こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積・集約の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積・集約に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

市は、福岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に則しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。特にほ場整備事業が完了した地域については、ほ場区画の大型化による高効率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。

更に、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

- (I) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場を設置するにあたり、市、農業委員会、普及指導センター、農協等の関係機関を参集範囲とする地域計画の検討を行う場を整備し、市内8ヶ所で計画している地域計画の策定を円滑に進めるため、協議の場の開催時期や開催方法の検討を行う。

- ① 幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員会、農協、県等の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口をうきは市農業振興課に設置する。農業上の利用が行われ

る農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

- ② 市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農協等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(7)から(イ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(7)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(7) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(7)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が農地中間管理事業等の実施

により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(7)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(7)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、法第7条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他旧農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(3) 利用権の設定等の内容

設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、農用地の利用の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ② 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(2)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、旧農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号、以下、「規則」という。）第60条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (4) 原状回復の費用の負担者
 - (7) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (イ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会の報告

うきは市農業委員会は、(7)の⑥のイの規定による農用地の利用状況の報告(規則第60条の2)があった場合、旧法第18条第3項第3号の要件に該当しないと認めるときは市長に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者(旧法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は

使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ うきは市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業又は農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。うきは市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、（公財）福岡県農業振興推進機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」という。）を行う（公財）福岡県農業振興推進機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落、大字、校区）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落、大字、校区を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落、大字、校区の一部を分割又は除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

オ 当該事業の実施が地域計画の区内域である場合は、利用規程の内容が地域計画の達成に資するものであること。

③ 市は、②を認定したときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、

農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第51条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の頻度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規定で定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農

用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程の基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)福岡県農業振興推進機構)等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、うきは市水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取り組みによって、米と麦・大豆等を適切に組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の確立を図ることとする。また、土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積・集約、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 5 で掲げた目標や第 2、3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積・集約を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別紙1（第5の1(2) ⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する対象土地の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農業組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることを認められること。

○対象土地を農用地施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5の1(3)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1. 存続期間は3、6、10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3、6、10年とすることが適当でないと認められる場合には、3、6、10年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に準じて算定し、近隣の借賃がないときは、その採草牧草地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草牧草地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合適に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはⅠの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする
権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費の控除することにより算定する。 2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「受託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

